

## 宿毛市事務系企業立地促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、宿毛市事務系企業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この要綱は、市内に拠点を立てて事業を行う事務系企業が、市内における円滑な操業の確保及び継続した事業活動を営むために必要とする投資のうち、市長が必要であり、かつ、適当であると認める費用の一部を助成すること及びオペレーター等の雇用に係る奨励金を支給することにより、事務系企業立地の促進を図り、本市産業の発展及び強化並びに安定的な雇用の確保に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事務系企業 別表第1に掲げるもの

(2) オペレーター等の雇用に係る奨励金 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に規定する被保険者として同法第9条の確認を受け勤務している者であって、かつ、6月以上継続して雇用された市内新規雇用者の雇用に対する奨励金

(補助事業者)

第4条 補助金の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、市内に拠点を設けて事業を行う事務系企業で、事業計画の承認を受けた日から、原則として1年以内に事業所の操業を開始した企業とする。

(補助金)

第5条 補助金は、補助事業者が要した経費のうち、市長が必要であり、かつ、適当であると認めるものとし、補助事業者、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金は、複数年度にわたり連続して同一の企業が実施する同一事業に補助することができるものとし、予算の範囲内において交付する。

3 算定した補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事業計画の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助対象事業の開始の日までに、補助対象事業実施計画書（第1号様式。以下「事業計画書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

（事業計画の承認）

第7条 市長は、前条の規定により提出された事業計画書を審査し、適当であると認めるときは、補助対象事業実施計画承認通知書（第2号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

を有しているとき。

- 2 市長は、前項の規定による通知に際して、必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による承認を受けた事業計画の内容を変更しようとするときは、速やかに補助対象事業実施計画書の内容変更届(第3号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された第3号様式を審査し、適当であると認めたときは、補助対象事業実施計画の内容変更承認通知書(第4号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止等)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難になったとき等補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止等承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 事業計画の承認を受けた補助事業者は、9月30日及び3月31日を基準日とし、各基準日以前6月以内における補助対象事業について、各基準日の翌日以降30日以内に宿毛市事務系企業立地促進事業費補助金交付申請書(第6号様式)により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された第6号様式を審査し、補助金を交付すると決定したときは、宿毛市事務系企業立地促進事業費補助金交付決定通知書(第7号様式)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付の決定を受けた日から15日以内に、宿毛市事務系企業立地促進事業費補助金交付請求書(第8号様式)を市長に提出し、補助金の交付請求を行うものとする。

(補助の条件)

第13条 補助の目的を達成するため、補助事業者は、第7条第1項ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方

としないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて、補助対象事業を行わなければならない。

- 2 補助対象事業の執行に際しては、市が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、補助事業者に対し、補助の目的を達成するために必要な範囲で書類等の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第15条 市長は、規則第7条に定めるもののほか、第9条の規定により補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、第11条による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消す場合は、宿毛市事務系企業立地促進事業費補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により、当該事業者へ通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定に基づく取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 4 市長は、第1項の規定に基づく取消しを行った場合であって、前項の規定に基づく補助金の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を、併せて命ずるものとする。

- 5 第3項の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、宿毛市税外収入の督促手数料、延滞金及び滞納処分に関する条例(平成18年宿毛市条例第15号)により延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該証拠書類を補助対象事業が完了した日(補助対象事業が複数年にわたる場合にあつては、最終の補助対象事業が完了した日)の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(地位の承継)

第17条 合併、譲渡、相続その他の理由により補助事業者である企業等

の地位が承継された場合は、その承継人が、補助金を交付された地位を承継する。

(情報の開示)

第18条 補助対象事業又は補助事業者に関して、宿毛市情報公開条例(平成13年宿毛市条例第26号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第9条の規定による非開示項目以外の項目については、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年9月4日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1    コンタクトセンター	専用回線等を利用してオペレーターが集約的に顧客へのサービス提供を行う業務又はその業務を行う事業所
2    バックオフィス	経理、総務、人事等の管理業務及び書類の収発、データ入力等の事務作業等の間接的業務等を集約的に行う業務又はその業務を行う事業所
3    コンテンツ産業	次に掲げる業務又はその業務を行う事業所 (1)ゲームソフトウェア業（3914） (2)映像製作・配給業（411） (3)音声情報製作業（412） (4)アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ（（1）から（3）までに掲げる業務に関連するものに限る。）（4012）
4    サテライトオフィス	高知県内の主な拠点となるコンタクトセンター又はバックオフィス以外に、市内に設置するコンタクトセンター又はバックオフィス

（注）括弧内数字は、日本標準産業分類の小分類番号又は細分類番号を表す。

別表第2 (第5条関係)

補助事業者及び補助要件	補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>宿毛市内に拠点を設けて事業を行う事務系企業で、以下の要件を全て満たすもの</p> <p>1 操業開始後1年以内に以下の新規雇用者を伴うもの            コンタクトセンター 20人以上            バックオフィス 10人以上            コンテンツ産業 5人以上            サテライトオフィス 5人以上</p> <p>2 宿毛市が誘致した企業であること</p> <p>3 納付すべき宿毛市税の滞納がないこと</p>	<p>補助対象事業の開始の日(注1)から3年間を補助対象期間とする。</p> <p>1 土地・建物賃貸借契約に基づく賃料(注2)</p> <p>2 雇用者を対象とした人材育成のための研修に要する経費</p> <p>3 人材確保に係る経費</p> <p>4 オペレーター等の雇用に係る奨励金            ただし、以下の要件を全て満たす者を新規に雇用した場合に限る            (1) 9月30日及び3月31日を基準日とし、各基準日以前6月以内の期間において6月以上継続して雇用された者            (2) (1)に規定する基準日(以下「基準日」という。)において、労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条の規定による労働者名簿に記載されている者            (3) 基準日において雇用保険の被保険者の資格を有する者            (4) 基準日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により6月以上宿毛市の住民基本台帳に記録されている者            (注) 初回申請時以外は当該事業所における純増分のみを対象とする。ただし、1人につき1回限りとする。</p>	<p>補助金額は以下に定める額の合算とする。ただし、補助金額は1年間で800万円(サテライトオフィスについては400万円)を限度とする。</p> <p>1 土地・建物賃貸借契約に基づく賃料の2分の1以内の額            ただし、交付金額は3年間で900万円を限度とする。</p> <p>2 雇用者を対象とした人材育成のための研修を行う場合、研修に要する経費(社内の講師に係る費用及び営利を目的とした事業のための研修に係る費用を除く。)の2分の1以内の額</p> <p>3 人材確保に係る経費の2分の1以内の額</p> <p>4 オペレーター等の雇用に係る奨励金として、各雇用形態により(補助対象期間中に雇用形態が変更された場合は、左記基準日時点における雇用形態による。)、次の金額を支給する。ただし、国又は県等の制度において、新規雇用者に対し、奨励金等の支給を受けることができる場合は、その適用を優先するものとする。            ア 正社員(注3)            市内新規雇用人数×90万円            イ 常用雇用者(注4)(アに掲げる者を除く。)            市内新規雇用人数×60万円            ウ パートタイム労働者(注5)            市内新規雇用人数×30万円            エ イ又はウの補助を受けた者であって、補助対象期間中に正社員に登用された者            ただし、当該事務所における市内新規雇用者が減じず、正社員が純増している場合に限り、その純増分のみを対象とする。            イの補助を受けた者については30万円            ウの補助を受けた者については60万円            (注) 障害者(障害者の雇用人数が全従業員数の2パーセント以上である場合に限る。)については市内新規雇用人数×15万円を、新規学卒者(学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校を卒業してから1年以内の者。)については市内新規雇用人数×35万円を、それぞれ加算する。            ただし、ウに掲げる者を除く。</p>

## 備考

- (注1) 補助対象事業の開始の日 事業計画を承認した日から1年以内で、操業開始日、研修開始日、雇用開始日、人材募集開始日、土地取得日、建物の取得又は賃貸借契約日のいずれか早い日をいう。
- (注2) 土地・建物賃貸借契約に基づく賃料 地代並びに家賃及び共益費をいう。ただし、駐車場代を除く。
- (注3) 正社員 雇用期間の定めのない雇用者であって、当該事業所において正規の従業員として位置づけられており、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。
- (注4) 常用雇用者 1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。
- (注5) パートタイム労働者 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。

※未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。